明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（**原子力規制委**一）　一
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**三六～四四）　九
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**四五～四七）　一五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**四八～五〇）　一七
〔官庁報告〕
二千二十五年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）公告（人事院）　一八
二千二十五年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）公告（同）　二三
二千二十五年度法務省専門職員（人間科学）採用試験公告（同）　二三
二千二十五年度財務専門官採用試験公告（同）　二五
二千二十五年度国税専門官採用試験公告（同）　二六
二千二十五年度食品衛生監視員採用試験公告（同）　二七
二千二十五年度労働基準監督官採用試験公告（同）　二八
二千二十五年度航空管制官採用試験公告（同）　二九
二千二十五年度海上保安官採用試験公告（同）　三〇
二千二十五年度海上保安学校学生採用試験（特別）公告（同）　三一
〔公　告〕
諸事項　三三
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
税理士登録抹消、日本弁護士連合会懲戒処分関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

規則

○原子力規制委員会規則第一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の三十二の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年原子力規制委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第八十一条及び第百十三条から第百十三条の四までの改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（発電用原子炉施設の施設管理） **第八十一条**　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。 二・三　（略） 四　施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百十三条第一項第五号及び第百十三条の四第四項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。 イ～チ　（略）	（発電用原子炉施設の施設管理） **第八十一条**　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条及び第百十三条第二項第三号において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。 二・三　（略） 四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。 イ～チ　（略）

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ・ロ　（略）

六　（略）

七　発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、次号に規定する場合を除き、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

八　運転開始日（第百十三条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。）から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、法第四十三条の三の三十二第一項若しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（長期施設管理計画の認可の申請）

第百十三条　法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉に係る長期施設管理計画について同条第一項の認可を受けようとするときは、当該発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　発電用原子炉の名称

四　長期施設管理計画の期間

五　劣化評価の方法及びその結果に関する次に掲げる事項

イ　通常点検（施設管理実施計画に従って実施する施設管理のための点検等のうち、その内容がハに掲げる評価の方法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下この号及び第百十三条の六第二項第三号において同じ。）及び劣化点検（通常点検以外の点検又は検査であって、発電用原子炉施設の劣化の状況を把握するため追加的に実施する必要があるものをいう。以下この号、第百十三条の四第一項第三号及び第百十三条の六第二項において同じ。）の方法及びその結果

ロ　特別点検（通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査であって、長期間の運転に伴って生じるおそれがある発電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査し、又は確認するため特別に実施する必要があると原子力規制委員会が認めるものをいう。以下同じ。）の方法及びその結果

ハ　経年劣化に関する技術的な評価に関する次に掲げる事項

(1)　評価期間

(2)　評価対象機器等（発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以下同じ。）

(3)　評価方法及び評価結果

（新設）

2　発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百十三条　法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了する日から起算して一年前の日までに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称

四　延長しようとする期間

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号の評価を第八十二条第二項の評価と一体として行っている場合であって、同項の評価の結果に関する第九十二条第二項第二号に定める書類を添えて同項の規定による申請がされているときには、第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

一　申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類

二　延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類

三　延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類

3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

六　発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片（技術基準規則第二十二条に規定する監視試験片をいう。以下同じ。）を用いて第四号の期間中に実施する必要がある試験（第百十三条の四第一項第六号において「監視試験」という。）に関する措置を含む。）

七　技術の旧式化（科学技術の進展に伴い、その技術が旧式となり一般に利用されなくなることをいう。）その他の事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置

八　第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標

九　第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日（以下「運転開始日」という。）を証する書類

二　前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びその結果に関する説明書

三　前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

3　第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略することができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設（二以上の発電用原子炉施設において共用する発電用原子炉の附属施設（法第四十三条の三の三十二第一項、第三項又は第四項の認可を受けた長期施設管理計画に、その特別点検に係る第一項第五号ロに掲げる事項が記載されているものを除く。）であって、その供用開始日が運転開始日前であるものをいう。以下同じ。）が含まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実施したときは、同号ロに掲げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限りでない。

4　前項本文の規定により第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略するときは、第二項第二号に掲げる書類のうち第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

（新設）

第百十三条の二　前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用する。

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、前項において準用する前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略することができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実施したときは、同号ロに掲げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限りでない。

一　当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合

二　当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれない場合であって、その発電用原子炉に係る長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれているものに限る。）について法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けたことがあるとき。

三　当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれる場合であって、その申請書に記載する同号の期間の終期がその発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について実施した直近の特別点検（特定共用施設に係るものを除く。）に係る前条第一項第五号ロに掲げる事項を記載した法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれているものであって、同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）の始期から十年を経過する日を超えないとき。

3　前項本文の規定により第一項において準用する前条第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略するときは、同条第二項第二号に掲げる書類のうち同条第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

4　第二項第二号又は第三号の規定に基づき第一項において準用する前条第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略しようとするときは、その申請書には、それぞれ第二項第二号又は第三号に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。

（長期施設管理計画の変更の認可の申請）

第百十三条の三　法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとするときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　発電用原子炉の名称

四　第百十三条第一項第四号から第九号までに掲げる事項のうち、変更しようとする事項及びその内容

五　変更に係る劣化評価を実施しないときは、その理由

六　変更の理由

2　法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた者は、次条第二項の規定により長期施設管理計画に記載した第百十三条第一項第六号の措置を講ずるためにこれらの認可を受けた長期施設管理計画の期間中に特定共用施設について特別点検を実施したときは、当該特別点検の実施に係る当該長期施設管理計画の変更について、法第四十三条の三の三十二第四項の認可を受けなければならない。

3　第一項の申請書には、第百十三条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの及び第一項第五号に掲げる事項に関する説明書（変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。）を添付しなければならない。

（長期施設管理計画に記載すべき事項等）

第百十三条の四　法第四十三条の三の三十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期施設管理計画を記載しなければならない。

一　第百十三条第一項各号に掲げる事項を記載すること。

二　第百十三条第一項第四号の期間は、連続する一の期間であって、その期間が十年を超えないように始期及び終期を記載すること。

三　第百十三条第一項第五号イの劣化点検の方法及び同号ロの特別点検の方法は、その点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期を明らかにして記載すること。

四　第百十三条第一項第五号ハ(1)の評価期間は、同項第四号の期間を含むものであって、運転開始日から起算して六十年を下回らない範囲内において発電用原子炉の運転が見込まれる期間に応じて定め、これを記載すること。

（新設）

（新設）

五　第百十三条第一項第五号ハ(3)の評価方法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載すること。

六　第百十三条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法を明らかにして記載すること。

2　法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、その申請に係る長期施設管理計画の評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合であって、第百十三条第一項第四号の期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施しようとするときは、同項第六号に掲げる事項には、当該特別点検の実施時期及び実施方針を記載しなければならない。

3　第一項第四号の評価期間は、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を計画的に講ずるため、発電用原子炉施設の劣化の兆候又は長期的な傾向を科学的及び技術的な方法により評価する目的で用いられるものであって、法及びこの規則により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電用原子炉の運転が認められたものと解してはならない。

4　法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に記載された事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を施設管理実施計画に反映しなければならない。

第二条のうち、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第七十六条及び第百八条から第百八条の四までの改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（発電用原子炉施設の施設管理） **第七十六条**　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。 二・三　（略） 四　施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百八条第一項第五号及び第百八条の四第四項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。 イ～チ　（略） 五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。 イ・ロ　（略） 六　（略） 七　発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、次号に規定する場合を除き、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。	（発電用原子炉施設の施設管理） **第七十六条**　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条及び第百八条第二項第三号において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。 二・三　（略） 四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。 イ～チ　（略） 五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。）。 イ・ロ　（略） 六　（略） 七　発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

八　運転開始日（第百八条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。）から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除き、発電用原子炉施設の状態に応じて、第一号から第六号までに掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2　発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の三十二第一項若しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（長期施設管理計画の認可の申請）

第百八条　法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉に係る長期施設管理計画について同条第一項の認可を受けようとするときは、当該発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　発電用原子炉の名称

四　長期施設管理計画の期間

五　劣化評価の方法及びその結果に関する次に掲げる事項

イ　通常点検（施設管理実施計画に従って実施する施設管理のための点検等のうち、その内容がハに掲げる評価の方法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下この号及び第百八条の六第二項第三号において同じ。）及び劣化点検（通常点検以外の点検又は検査であって、発電用原子炉施設の劣化の状況を把握するため追加的に実施する必要があるものをいう。以下この号、第百八条の四第一項第三号及び第百八条の六第二項において同じ。）の方法及びその結果

ロ　特別点検（通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査であって、長期間の運転に伴って生じるおそれがある発電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査し、又は確認するため特別に実施する必要があると原子力規制委員会が認めるものをいう。以下同じ。）の方法及びその結果

ハ　経年劣化に関する技術的な評価に関する次に掲げる事項

(1)　評価期間

(2)　評価対象機器等（発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以下同じ。）

(3)　評価方法及び評価結果

六　発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（中性子照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片（研開炉技術基準規則第二十一条に規定する監視試験片をいう。以下同じ。）を用いて第四号の期間中に実施する必要がある試験（第百八条の四第一項第六号において「監視試験」という。）に関する措置を含む。）

七　技術の旧式化（科学技術の進展に伴い、その技術が旧式となり一般に利用されなくなることをいう。）その他の事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置

（新設）

2　発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百八条　法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称

四　延長しようとする期間

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類

二　延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類

三　延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類

3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

八　第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標

九　第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日（以下「運転開始日」という。）を証する書類

二　前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びその結果に関する説明書

三　前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

3　第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略することができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設（二以上の発電用原子炉施設において共用する発電用原子炉の附属施設（法第四十三条の三の三十二第一項、第三項又は第四項の認可を受けた長期施設管理計画に、その特別点検に係る第一項第五号ロに掲げる事項が記載されているものを除く。）であって、その供用開始日が運転開始日前であるものをいう。以下同じ。）が含まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実施したときは、同号ロに掲げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限りでない。

4　前項本文の規定により第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略するときは、第二項第二号に掲げる書類のうち第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

第百八条の二　前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用する。

（新設）

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、前項において準用する前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略することができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実施したときは、同号ロに掲げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限りでない。

一　当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合

二　当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれない場合であって、その発電用原子炉に係る長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれているものに限る。）について法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けたことがあるとき。

三　当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれる場合であって、その申請書に記載する同号の期間の終期がその発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について実施した直近の特別点検（特定共用施設に係るものを除く。）に係る前条第一項第五号ロに掲げる事項を記載した法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれているものであって、同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）の始期から十年を経過する日を超えないとき。

3　前項本文の規定により第一項において準用する前条第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略するときは、同条第二項第二号に掲げる書類のうち同条第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

4　第二項第二号又は第三号の規定に基づき第一項において準用する前条第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略しようとするときは、その申請書には、それぞれ第二項第二号又は第三号に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。

（長期施設管理計画の変更の認可の申請）

第百八条の三　法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとするときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　発電用原子炉の名称

四　第百八条第一項第四号から第九号までに掲げる事項のうち、変更しようとする事項及びその内容

五　変更に係る劣化評価を実施しないときは、その理由

六　変更の理由

2　法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた者は、次条第二項の規定により長期施設管理計画に記載した第百八条第一項第六号の措置を講ずるためにこれらの認可を受けた長期施設管理計画の期間中に特定共用施設について特別点検を実施したときは、当該特別点検の実施に係る当該長期施設管理計画の変更について、法第四十三条の三の三十二第四項の認可を受けなければならない。

3　第一項の申請書には、第百八条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの及び第一項第五号に掲げる事項に関する説明書（変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。）を添付しなければならない。

（新設）

（長期施設管理計画に記載すべき事項等）

第百八条の四　法第四十三条の三の三十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期施設管理計画を記載しなければならない。

一　第百八条第一項各号に掲げる事項を記載すること。

二　第百八条第一項第四号の期間は、連続する一の期間であって、その期間が十年を超えないように始期及び終期を記載すること。

三　第百八条第一項第五号イの劣化点検の方法及び同号ロの特別点検の方法は、その点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期を明らかにして記載すること。

四　第百八条第一項第五号ハ(1)の評価期間は、同項第四号の期間を含むものであって、運転開始日から起算して六十年を下回らない範囲内において発電用原子炉の運転が見込まれる期間に応じて定め、これを記載すること。

五　第百八条第一項第五号ハ(3)の評価方法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載すること。

六　第百八条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法を明らかにして記載すること。

2　法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、その申請に係る長期施設管理計画の評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合であって、第百八条第一項第四号の期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施しようとするときは、同項第六号に掲げる事項には、当該特別点検の実施時期及び実施方針を記載しなければならない。

（新設）

3　第一項第四号の評価期間は、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を計画的に講ずるため、発電用原子炉施設の劣化の兆候又は長期的な傾向を科学的及び技術的な方法により評価する目的で用いられるものであって、法及びこの規則により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電用原子炉の運転が認められたものと解してはならない。

4　法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に記載された事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を施設管理実施計画に反映しなければならない。

附則第一条中「附則第四条の規定は、」を「附則第五条の規定は」に改め、「（令和五年十月一日）から」の下に「、附則第三条の規定は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年原子力規制委員会規則第一号）の施行の日から」を加える。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同条中「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第一項に規定する既設発電用原子炉であって、この規則の施行の際現に設置されているものをいう」を「改正法附則第三条に規定する平成二十四年既設発電用原子炉をいう。以下同じ」に改める。

附則中第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条　改正法附則第四条第一項若しくは第三項、第五条第一項又は第六条第一項の認可を受けようとする者は、その長期施設管理計画に係る平成二十四年既設発電用原子炉の附属施設に特定共用施設（その特別点検の実施時期を超過したことその他の正当な事由により、この規則の施行の日前に当該特別点検を実施することができないものに限る。）が含まれるときは、当該長期施設管理計画に、その期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施する旨を記載しなければならない。この場合において、当該長期施設管理計画に対する新実用炉規則第百十三条の四第二項の規定の適用については、同項中「特別点検を」とあるのは「特別点検（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年原子力規制委員会規則第四号）附則第三条前段の規定により長期施設管理計画に当該期間中に実施する旨を記載しなければならないものを含む。）を」とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定に基づく認可を受けた者は、その長期施設管理計画の評価対象機器等（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年原子力規制委員会規則第四号）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第百十三条第一項第五号ハ⑵に規定する評価対象機器等をいう。）に特定共用施設（新実用炉規則第百十三条第三項ただし書に規定する特定共用施設をいう。）が含まれる場合には、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）の前日までに、新実用炉規則第百十三条第一項第五号ロに掲げる事項又は同項第六号に掲げる事項のうち当該特定共用施設の特別点検に係るものについて、改正法附則第六条第一項の変更の認可を申請し、又は同条第二項の規定による変更の届出をしなければならない。この場合において、同日までに当該変更の認可の申請に対する処分がされなかったときは、当該処分がされるまでの間は、新実用炉規則第百十三条第三項ただし書又は第百十三条の四第二項の規定は適用しない。